



【発信日】令和3年7月1日

【問合わせ先】

大野市役所 結とぴあ（1階 ①番窓口）

教育委員会こども支援課 課長 加藤智恵

担当者 村中 電話 0779-64-5140(内線 4147)

大野市で結婚される新婚さんの新生活を応援します

概要

大野市では、若者が将来の結婚や子育てに希望をもち、安心して子どもを産み育てることができるよう、結婚から子育てまでの切れ目のない支援の充実を目指し、令和3年度に結婚される新婚夫婦を対象に、結婚に伴う生活にかかる費用（家賃・引越費用）の一部支援を行います。

あわせて、若い世代の新婚夫婦を対象に、新生活のスタートアップを応援するため支援金を給付します。

記

1. 【結婚新生活支援事業について】

- ①内 容 令和3年度に結婚した新婚夫婦が、結婚を機に引越をしたり、市内の賃貸住宅で同居を開始した場合の引越費用や賃貸契約にかかる費用の一部を補助します。
- ②対 象 世 帯 次の条件をすべて満たす世帯
- ・令和3年4月1日～令和4年3月31日までに結婚した夫婦
 - ・夫婦共に婚姻時の年齢が39歳以下の夫婦
 - ・夫婦の直近の合計所得が400万円未満の夫婦
 - ・福井県が主催する『^{ともかじ}共家事講座』を受講することが要件となります。
- ③補助対象経費 令和3年1月1日～令和4年3月31日までにかかる次の経費が補助対象経費となります。
- ・賃貸費用：賃貸住宅を契約した際に要した経費で、物件の賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料
 - ・引越費用：引越業者や運送業者へ支払った経費
- ④補 助 金 額
- ・夫婦共に29歳以下の世帯：賃貸費用と引越費用の合計60万円まで
 - ・その他の世帯：賃貸費用と引越費用の合計30万円まで

- ⑤備 考 財源は、国が実施する地域少子化対策重点推進交付金を活用
申請件数 32組を想定（予算額 10,500 千円）

2. 【^{アンダー} U 25 夫婦支援事業について】

- ①内 容 令和3年度に結婚した若い世代の新婚夫婦に対して、新婚生活
のスタートアップのための支援金を給付します。
- ②対 象 世 帯 次の条件をすべて満たす世帯
- ・ 令和3年4月1日～令和4年3月31日までに結婚した夫婦
 - ・ 婚姻時における夫婦の年齢が共に39歳以下であり、かつ夫婦
双方もしくは、どちらか一方が25歳以下の夫婦
 - ・ 夫婦の直近の合計所得が400万円未満の夫婦
- ③支 援 金 額 夫婦1組 10万円 ※1回限り
- ④備 考 財源は、福井県が実施する結婚支援市町応援事業を活用
申請件数 20組を想定（予算額 2,000 千円）

3. 【申請方法について】

指定の申請用紙に必要書類を添付して、令和4年3月31日までに教育委員会
こども支援課に提出してください。

4. 【その他】

『^{ともかじ}共家事講座』は、新婚の時期に家事や子育てのことを話し合い、共家事につ
いての意識を高めあい、夫婦や家族が、一緒に家事を楽しむ方法を学ぶ講座で
す。8月以降県内各会場で8回開催予定。

(担当窓口：県民活躍課 0776-20-0362)

令和3年度

新婚生活を応援します！

(結婚新生活支援事業)



これから夫婦として新生活をスタートさせようとする世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用（家賃、引越費用等）の支援を行います。

事業概要



どのような世帯が対象なの？

次の①～④の要件をすべて満たす世帯が対象となります。

- ① 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに入籍した世帯
- ② ご夫婦の所得を合わせて400万円未満（世帯収入約540万円未満に相当）※
- ③ ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
- ④ 市税に滞納がない世帯

※ 奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除

補助を受けるにあたり、福井県が開催する「共家事（トモカジ）」講座を受講いただく必要があります。（8月から県内各会場で開催します。）

どのような費用が対象なの？



※令和3年1月1日から令和4年3月31日にまでに支払った次の経費が対象になります。

新居の住宅費	新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料
新居への引越費用	引越業者や運送業者に支払った引越費用



いくら補助を受けられるの？

夫婦ともに、**29歳以下の世帯**は、上記の新居の住宅費、引越費用を合わせて、1世帯あたり**上限60万円**、**それ以外の世帯**は**上限30万円**です。

本事業をご利用された方の声

結婚新生活支援事業実施自治体において、結婚新生活支援事業の申請のあった世帯を対象としたアンケートの結果（令和2年9月とりまとめ）から、

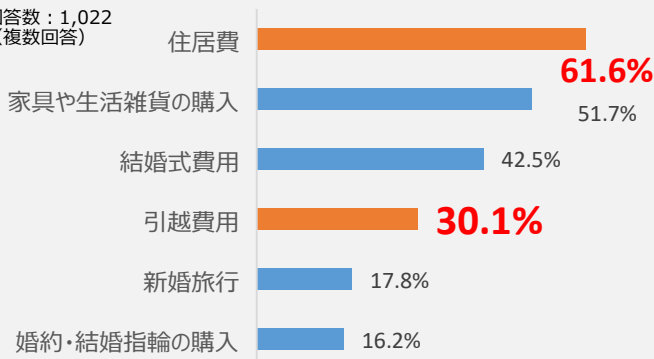
- ① 約6割の方が住居費に不安を感じている
- ② この事業を利用された方の多くは、経済的不安の軽減に役立ったと回答しています。



結婚新生活支援事業に係るアンケート調査結果（令和2年9月）

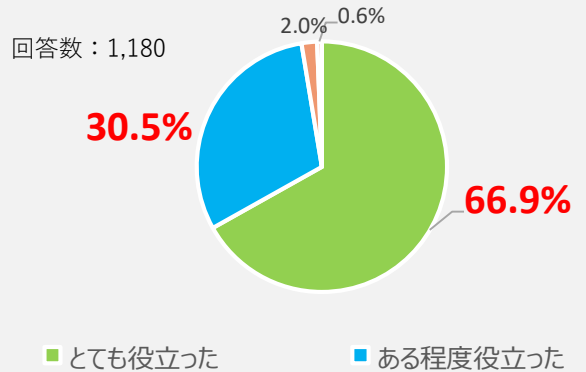
① 経済的不安は何を思い浮かべるか

回答数：1,022
(複数回答)



② 経済的不安の軽減に役立ったと思うか

回答数：1,180



【自由記載欄より】

県外からやってきた身なので、地域に応援されている感じが心強かったです。



・子どもがいない世帯にも支援があってとても素晴らしいと思いました。
・引越して掛かったお金を出産費用に充てることができました。

申請方法について

- 申請期間：**福井県が開催する「共家事（トモカジ）」講座を受講後～令和4年3月末まで**
 - 申請書類：指定の様式に引越費用や賃貸住宅にかかる**経費の領収書等**必要書類を添付して子ども支援課に提出してください。
- 事業の詳細や必要な手続き、書類については、下記の担当課へお問い合わせください。

大野教育委員会 子ども支援課
0779-64-5140



U25夫婦支援事業

新規に婚姻した世帯を対象に、結婚生活のスタートアップのための支援金を給付します。

1 支給対象者

●以下の①～④の要件をすべて満たす方が対象となります。

- ① 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに婚姻した夫婦
- ② ご夫婦の所得の合計が400万円未満
(世帯収入約540万円未満に相当) ※
- ③ ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下かつ両方またはいずれかの年齢が25歳以下の世帯
- ④ 市税に滞納がない世帯

※奨学金を返済している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除

2 支給額



新婚夫婦 1組当たり **10万円**



3 申請方法

- 申請期間 : 令和4年3月31日まで
- 申請書類 : 指定の様式に必要事項を記入し、こども支援課へ提出してください。

事業の詳細や必要な手続き、書類については、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先 大野市教育委員会 こども支援課
0779-64-5140